(趣旨)

- 第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び江別市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第20号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第3条 法第75条第1項の規定による帳簿の作成及び公表は、個人情報ファイル簿(単 票)(第1号様式)により行うものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

- 第4条 条例第3条第1項第8号の市長が定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 個人情報取扱事務の開始年月日
 - (2) 電子計算機処理(次項に定めるものを除く。)の有無
 - (3) 電子計算機結合(実施機関内及び議会との間における通信回線による電子計算機の結合を除く。)の有無
 - (4) 個人情報取扱事務の外部委託の有無
 - (5) 開示制度等(法第88条に規定する個人情報の開示又は法第90条第1項ただし書に規定する訂正に関する定めがある場合をいう。)の有無
- 2 前項第2号の電子計算機処理から除く処理は、次に掲げるものとする。
 - (1) 専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理
 - (2) 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
 - (3) 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理
- 3 条例第3条第1項の規定による個人情報取扱事務の開始の届出は、個人情報取扱事務 開始届出書(第2号様式)により行うものとする。
- 4 条例第3条第1項に規定するその他規則で定める事務は、資料その他の物品若しくは 金銭の送付又は業務上必要な連絡のために行う処理であって、送付又は連絡の相手方の 氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録する事務とする。
- 5 個人情報取扱事務を変更しようとするとき、又は個人情報取扱事務を廃止したときの 届出は、個人情報取扱事務変更・廃止届出書(第3号様式)により行うものとする。 (開示請求書)
- 第5条 法第77条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示請求書(第4号様式)に

よるものとする。

(開示請求拒否に係る通知)

第6条 法第81条の規定により当該保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を 拒否するときは、保有個人情報開示請求拒否通知書(第5号様式)により通知するもの とする。

(開示請求に対する決定等に係る通知)

- 第7条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書(第6号様 式)により行うものとする。
- 2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(第7号様式)により行うものとする。
- 3 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(第 8号様式)により行うものとする。
- 4 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(第9 号様式)により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送の通知)

第8条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に係る事案移送通知書(第10号様式)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知)

- 第9条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見照 会書(第11号様式)により行うものとする。
- 2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見照会書 (第12号様式)により行うものとする。
- 3 前2項の規定による通知を受けた第三者が当該個人情報の開示について意見を表明しようとするときは、保有個人情報の開示決定等に関する意見書(第13号様式)により 行うものとする。
- 4 法第86条第3項の通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示方法)

- 第10条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次に掲げるものとする。
 - (1) 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - (2) 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を専用機器(開示を受ける者の閲覧 又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したもの の閲覧又は視聴
- (3) 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を光ディスクに複写したものの交付 2 前項第2号及び第3号に規定する方法による開示は、当分の間、当該電磁的記録の全 部を開示する場合に行うものとする。

(公文書の写し等の交付部数)

第11条 保有個人情報の開示を法第87条第1項に規定する写しの交付又は前条第1項 第1号に規定する用紙の交付により行う場合における当該写し又は用紙の交付部数は、 開示請求があった保有個人情報に係る文書又は電磁的記録の保有個人情報に係る部分1 件につき1部とする。

(開示の実施方法の申出)

第12条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書(第15号様式)により行うものとする。

(訂正請求書)

第13条 法第91条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求書(第16号様式)によるものする。

(訂正請求に対する措置に係る通知)

- 第14条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(第17 号様式)により行うものとする。
- 2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書 (第18号様式)により行うものとする。
- 3 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(第 19号様式)により行うものとする。
- 4 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(第20号様式)により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送の通知)

第15条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書 (第21号様式)により行うものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第16条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(第22号様式)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第17条 法第99条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止請求書(第23号 様式)によるものする。

(利用停止請求に対する措置に係る通知)

- 第18条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(第24号様式)により行うものとする。
- 2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 通知書(第25号様式)により行うものとする。
- 3 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知 書(第26号様式)により行うものとする。
- 4 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書 (第27号様式)により行うものとする。

(運用状況の公表)

第19条 条例第13条の規定による個人情報保護制度の運用状況の公表は、年度ごとの 請求件数、開示件数、非開示件数その他の事項について、江別市広報に掲載することに より行うものとする。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
 - (江別市個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 江別市個人情報保護条例施行規則(平成14年規則第38号)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による廃止前の江別市個人情報保護条例施行規則により定められた様式の用紙については、当分の間、これに所要の補正を加えて使用することができる。

第1号様式(第3条関係)

個人情報ファイル簿 (単票)

1	個人情報ファイルの名称		
2	行政機関等の名称		
3	個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称		
4	個人情報ファイルの利用目的		
5	記録項目		
6	記録範囲		
7	記録情報の収集方法		
8	要配慮個人情報が含まれるときは その旨		
9	記録情報の経常的提供先		
1 0	開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名称) (所在地)	
1 1	訂正及び利用停止に関する他の法 律又はこれに基づく命令の規定に よる特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別	□個人情報の保護に関する法律(平成15年 法律第57号)第60 条第2項第1号 処理ファイル) 個人情報の保護に関する に関するの保護(平号) 第21条第7項に該するファイル □有 □無	□個人情報の保護 に関する法律第6 0条第2項第2号 (マニュアル処理 ファイル)
1 3	備考		

年 月 日

個人情報取扱事務開始届出書

(宛先) 江別市長

(実施機関)

卽

次のとおり届け出ます。

D/	, V <i>J C</i>	40 7 /田	()Щ	- 9 0		
個	人情	報取打	及事剂	务の名	称	
個	人情幸	B取扱	事務所	管課の	名	
称						
個	人情	報取打	及事系	务の目	的	
個	人情	報対	象者	の範	囲	
個						□識別番号等 □氏名 □年齢 □性別
	基	本	的	事	項	□生年月日 □住所 □電話番号 □本籍・国籍 □個
人						人番号 □その他()
l =					į	□親族関係 □婚姻歴 □家庭状況 □居住状況 □続
情	家	庭	<u>/-</u>	Ė	活	柄 □その他()
報		,				□健康状態 □病歴 □障害 □身体状況
	心	身	\mathcal{O}	状	況	□能力 □性格 □その他 ()
0						□財産 □収入・支出 □納税状況 □取引状況
記	経	済	*	犬	況	□公的扶助 □その他()
						□ 思想・信条 □ 宗教 □ 支持政党
録	思想	!・信	条 •	宗 教	等	□ □ □ □ □ □ □ □
						□□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
項	/ -	\triangle	# -	江	垈	
目	社	会	生	活	等	□賞罰 □評価・判定 □団体活動歴
						□意見・要望 □その他()
個人	人情報	及取扱事	下務開	始年月	日	年 月 日
						□本人
						□本人以外
個	人	情報	0) 1	又 集	先	□実施機関内 □他の実施機関 □他の官公庁
						□民間・私人 □その他()
						1 個人情報の目的外利用の有無
						2 目的外利用している理由(法第69条)
個	人情却	の利田	日新田	・提供	华	│ □法令(根拠法令) □本人同意
四ノ	/ 【月刊	メマン小リカ	7 年已 [20]	派员	<i>)</i> L	□出版・報道 □緊急 □公益上特に必要
						個人情報の提供先
						□実施機関内 □他の実施機関 □他の官公庁
						□民間・私人 □その他()
電	子計	算 機	処 理	の有	無	□有 □無 電子計算機結合の有無 □有 □無
外	部	委言	モ の	有	無	□有 □無 開示制度等の有無 □有 □無

年 月 日

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

(宛先) 江別市長

(実施機関)	卽
--------	---

次のとおり届け出ます。

個人情報取扱事務の名称							
個人情報取扱事務の所管課 の名称							
変更・廃止年月日			年	月	日		
変更・廃止の理由							
変更内容							
備考							

保有個人情報開示請求書

	年 月 日
(宛先)実施機関	
氏名	
住所又は居所 <u>〒</u>	
連絡先 <u>1</u> 11.	
き、下記のとおり保有個人情報の開示を請求 1 開示を請求する保有個人情報(具体的に	きします。
1 開示を請求する休月個人情報(具体的に	
2 求める開示の実施方法等 (本欄の記載は	
アメはイにO印を付してくたさい。アを 載してください。	・選択した場合は、実施の方法及び希望日を記
ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法>□閲覧 □写しの交付	
<実施の希望日> 年 月	日
イ 写しの送付(郵送)を希望する。 3 本人確認等	
ア 開示請求者 □本人 □法定代理	型人 □任意代理人
□その他((住所記載のあるもの) 永住者証明書とみなされる外国人登録証明) は、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理	単人が請求する場合にのみ記載してください。
<u>)</u> (ア) 本人の状況 □未成年者(□任意代理人委任者	年 月 日生) □成年被後見人
(イ) 本人の氏名	
(ウ) 本人の住所又は居所	
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれ □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その	かの書類を提示し、又は提出してください。 の他請求資格確認書類()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を □委任状 □その他請求資格確認書類	
以下の欄は、記入しないでください。	
担当部課	受 付

倞	莆	考	印	

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。 第5号様式(第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

(実施機関)

囙

保有個人情報開示請求拒否通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおり保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することとして、全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
保有個人情報の存否を明らかにしない理由	
担当部課	
備考	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。 また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和3

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、江別市を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様

(実施機関)

釦

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

MAN A C C ICIOCAL OTCO CALL	7F 0 57 7 8
開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用 目的	
決定の区分	□全部 □一部
保有個人情報の一部について 開示をしない理由	
開示の実施の方法等 ※同封の説明事項をお読みく ださい。	 (1) 開示の実施の方法等 (2) 開示を実施することができる日時及び場所期間: 月日から月日まで(土・日、祝祭日を除く。)時間: 場所: (3) 写しの送付(郵送)を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用(見込額)
担当部課	
備考	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、江別市を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年

を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様

(実施機関)

囙

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示をしないこととした理由	
担当部課	
備考	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、江別市を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様

(実施機関) 印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、江別市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第20号。以下「条例」といいます。)第4条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します

開示請求に係る保有個人 情報の名称等					
条例第4条の規定による 決定期間	日(阴	界示決定等期限	年	月	日)
延長後の期間	日(開	界示決定等期限	年	月	日)
延長の理由					
担当部課					
備考					

様

(実施機関) 印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、江別市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第20号。以下「条例」といいます。)第4条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情 報の名称等	
条例第4条の規定による決 定期間を適用する理由	
残りの保有個人情報につい て開示決定等をする期限	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、 年 月 日までに開示決定等を行う予定です。
担当部課	
備考	

様

(実施機関) 印

保有個人情報開示請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等				
移送をした日	年 月	日		
移送の理由				
	(行政機関の長	等)		
移送先の行政機関の長等	(連絡先) 部課名: 担当者名: 所在地:			
	電話番号:			
担当部課				
備考				

様

(実施機関) 即

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書(法第86条第1項適用)

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があると きは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますよ うお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り 扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等				
開示請求の年月日	年	月	日	
開示請求に係る保有個人 情報に含まれている(あ なた、貴社等)に関する 情報の内容				
意見書の提出先	(部課名)			
意見書の提出期限	年	月	日	

様

(実施機関) 印

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書(法第86条第2項適用)

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があると きは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますよ うお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り 扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等				
開示請求の年月日	年	月	日	
法第86条第2項第1号 又は第2号の規定の適用 区分及びその理由	適用区分(適用理目		号	□第2号
開示請求に係る保有個人 情報に含まれている(あ なた、貴社等)に関する 情報の内容				
意見書の提出先	(部課名) (連絡先)			
意見書の提出期限	年	月	日	

第13号様式(第9条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(宛先)	実施機関
(グビフレノ	大心场大

氏名			
		(法人その他の団体にあっては、	その団体の代表者の氏名)
住所又は居所	干		
連絡先	Tel		

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個 人情報の名称等	
	□保有個人情報を開示されることについて支障(不利益)がない。
	□保有個人情報を開示されることについて支障(不利益)がある。
	(1) 支障(不利益)がある部分
開示に関しての御意見	
	(2) 支障(不利益)の具体的理由
	1 . — 1 . 20 Co

※ 以下の欄は、記入しないでください。

担当部課	受	
備考	付印	

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様

(実施機関)

釦

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等							
開示することとした理由							
開示決定をした日		年	月	日			
開示を実施する日		年	月	日			
担当部課							
備考							
テースの油中にプロバチャー	H /) 1	/		/ II I O	0 F 14.74	V 11	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。 また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年は決算120日)の規定により、この決定があったことが知った日から6か月以内に

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、江別市を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第15号様式(第12条関係)

(宛先) 実施機関

保有個人情報開示実施方法等申出書

		—	71	Н
氏名				
住所又は居所	<u>〒</u>			
連絡先	Tel			

任

П

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

保有個人情報開示決定通 知書の番号等	文書管理:日 付:	
開示請求に係る保有個人 情報の名称等		
求める実施の方法 ((1)から(4)までのうち希 望するものに○印を付 けてください。)	(1) 閲覧(2) 複写したものの交付(3) 写しの送付(郵送)(4) その他()
開示の実施を希望する日	年 月 日 午前	が・午後 時
備考		

- 注1 写しの送付(郵送)を希望する場合については、「開示の実施を希望する日」の記載は不要です。
 - 2 「開示の実施を希望する日」には、「保有個人情報開示決定通知書 開示の実施の 方法等(2)」に記載された期間内の日時を記載してください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

保有個人情報訂正請求書

					年	月	日
(宛先)実施機関	氏名						
	八石	(法人	その他の団	本にあって	は、その団体	の代表者	の氏名)
ſ	主所又は居所	Ŧ					
	連絡先	TEL					
個人情報の保護に関する、下記のとおり保有個人)第91	条第1項	の規定	に基づ
丁正請求に係る保有個人		年	月	日			
青報の開示を受けた日			71	H			
	開示決定通知	知書の文章	書番号:				
開示決定に基づき開示を			日付:	年	月	日	
受けた保有個人情報	開示決定に	基づき開え	示を受けた	た保有個	人情報の	名称等	
	(趣旨)						
丁正請求の趣旨及び理由							
1 正請水の座目及の连由	(理由)						
		ᅶᆉᄼ		ア カルギ	1 [
	本人 □	法定代理	人 U1	任意代理	!人		
請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康促	呆険被保険者記	Œ					
□個人番号カード又は住♬	民基本台帳カ-	ード(住居	F記載のあ	つるもの)) b 7 H 로	I マ∨∆⊐ ≓⊓	- 80
□在留カード、特別永住ā □その他(百証明書又は*	守別水1生7)	1証明書と	こみなされ	んる外国ノ	【	1明
※請求書を送付(郵送)して	請求する場合に	には、加え	て住民票の	写し等を	·添付してく	こださい。	1
本人の状況等(法定代理	人又は任意代理	!人が請求	する場合に	のみ記載	してくださ	(V))	
ア 本人の状況 □未成年者 (年	. 月日	生) 🗆	成年被後	見人 □]任意代理	人委任	者
イ 本人の氏名	,,	<u> </u>	794 1 10404	, - , -	- 122/2(1)	., ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
ウ 本人の住所又は居所	ĵ						
法定代理人が請求する場合□戸籍謄本 □登記事項	場合、次のいず 証明書 □そ	れかの書 の他請求	類を提示し 資格確認		提出してく	ださい	·)
任意代理人が請求する □委任状 □その他請求	場合、次の書 対資格確認書類	類を提示 頁(し、又は	提出して)	ください	0	
以下の欄は、記入しない		-		,			
Lead to the same	<u> </u>				受		
担当部課					付		

備考	印	
/m ¹ /¬		

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様

(実施機関) 印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情 報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)
担当部課	
備考	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、江別市を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

囙

様

(実施機関)

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情 報の名称等	
訂正をしないこととした理 由	
担当部課	
備考	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。 また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があった。との知った日から6か月以

7年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、江別市を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様

(実施機関) 即

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情 報の名称等						
法第94条第1項の規定に よる決定期間	日	(開示決定等期限	年	月	日)	
延長後の期間	日	(訂正決定等期限	年	月	目)	
延長の理由						
担当部課						
備考						

様

(実施機関) 即

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人 情報の名称等						
法第95条の規定(訂正 決定等の期限の特例)を 適用する理由						
訂正決定等をする期限	年	月	日			
担当部課						
備考						

様

(実施機関) 即

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人 情報の名称等				
移送をした日	年月		日	
移送の理由				
	(行政機関 <i>の</i>)長	等)	
	(連絡先)			
移送先の行政機関の長等	部課名	:		
	担当者名	; :		
	所在地	<u>þ</u> :		
	電話番号	<u>:</u>		
担当部課				
備考	(複数の他 <i>0</i>)	D 行	政機関の長等に移送する場合には、	その旨

殿

(実施機関) 即

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(他の行政機関の長等)に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第92条の規定により訂正を実施しましたので、法第97条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個 人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保 有個人情報を特定する ための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正理由)
担当部課	
備考	

保有個人情報利用停止請求書

		年	月	日
(宛先)実施機関	L. 夕			
	氏名 (法人その他の団体にあっては、	その団体の作	代表者の日	 氏名)
住所又は	は居所 <u>〒</u>			
ì	車絡先 TEL			
個人情報の保護に関する法律	生(平成15年法律第57号)第99	条第1項(の規定に	<u></u> こ基づ
き、下記のとおり保有個人情報	の利用停止を請求します。			
利用停止請求に係る保有個人 情報の開示を受けた日	年 月 日			
	開示決定通知書の文書番号:			
開示決定に基づき開示を受け た保有個人情報	日付: 4 開示決定に基づき開示を受けた保存	年 月 有個人情報	•	
利用停止請求の趣旨及び理由		用の停止、 の停止	□消去	:
	1			
1 利用停止請求者 □本	人 □法定代理人 □任意代理	人		
□個人番号カード又は住民基	被保険者証 本台帳カード(住所記載のあるもの E明書又は特別永住者証明書とみなる) される外国]人登鋦	松証明
□その他 (※ 請求書を送付 (郵送) して請求す) ⁻ る場合には、加えて住民票の写し等を添付して	ください。		
3 本人の状況等 <u>(法定代理人又</u>	は任意代理人が請求する場合にのみ記載		<u> </u>	
ア 本人の状況 □未成年 ⁵ □任意代理 ₂		成年被後見	.人	
イ 本人の氏名				
ウ 本人の住所又は居所				
4 法定代理人が請求する場合、	次のいずれかの書類を提示し、又は提出	してくださ	٥ / رة د الم	
□戸籍謄本 □登記事項詞	正明書 □その他請求資格確認書類	頁()
5 任意代理人が請求する場合	、次の書類を提示し、又は提出して	ください。		
□委任状 □その他請求資	資格確認書類 ()			
J下の欄は、記入しないでくだ	·さい。			
担当部課		受		
備考		付印		

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様

(実施機関) 印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人 情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
	(利用停止決定の内容)
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止の理由)
担当部課	
備考	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。 また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年)に対象により、の場合に対象に対しております。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、江別市を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様

(実施機関) 印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人 情報の名称等	
利用停止をしないこととした 理由	
担当部課	
備考	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、江別市を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様

(実施機関) 即

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人 情報の名称等					
法第102条第1項の規定に よる決定期間	日	(開示決定等期限	年	月	日)
延長後の期間	日	(利用停止決定等の期限	年	月	日)
延長の理由					
担当部課					
備考					

様

(実施機関) 即

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人 情報の名称等					
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由					
利用停止決定等をする期限	年	月	日		
担当部課					
備考					